

## スポーツ少年団登録規程の改定 対比表

現行	改定後
<p><b>第1条</b> この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者<u>および役職員</u>の登録に関することについて定める。</p>	<p><b>第1条</b> この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・<u>役員およびスタッフ</u>の登録に関することについて定める。</p>
<p><b>第2条</b> 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。</p>	<p><b>第2条</b> 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。</p>
<p><b>第3条</b> 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。</p> <p>2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、<u>及び</u>日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。</p>	<p><b>第3条</b> 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。</p> <p>2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団<u>および</u>日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。</p>
<p><b>第4条</b> 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。</p>	<p><b>第4条</b> 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。</p>
<p><b>第5条</b> 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者<u>および役職員</u>に対し、所定の認定を行う。</p>	<p><b>第5条</b> 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・<u>役員およびスタッフ</u>に対し、所定の認定を行う。</p>
<p><b>第6条</b> 登録の認定を受けた団員・指導者<u>および役職員</u>（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。</p> <p>2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処</p>	<p><b>第6条</b> 登録の認定を受けた団員・指導者・<u>役員およびスタッフ</u>（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。</p> <p>2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処</p>

分するものとする。

**第7条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

**第8条** 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

**附則1** この規程は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**附則2** この規程は平成元年 4 月 1 日から改定施行する。

**附則3** この規程は平成 22 年 6 月 9 日から改定施行する。

**附則4** この規程は平成 27 年 11 月 9 日から改定施行する。

**附則5** この規程は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

分するものとする。

**第7条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

**第8条** 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

**附則1** この規程は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**附則2** この規程は平成元年 4 月 1 日から改定施行する。

**附則3** この規程は平成 22 年 6 月 9 日から改定施行する。

**附則4** この規程は平成 27 年 11 月 9 日から改定施行する。

**附則5** この規程は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。

**附則6** この規程は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。